

## 会 議 録【詳細版】

会議の名称		令和3年度第1回守谷市保健福祉審議会		
開催日時		令和3年5月18日(火) 開会：14時30分 閉会：16時45分		
開催場所		守谷市役所 全員協議会室		
事務局(担当課)		保健福祉部 社会福祉課		
出席者	委員	埜本委員, 萩原委員, 椿委員, 飯塚委員, 吉田委員, 横張委員, 田上委員, 田中委員, 新田委員, 松山委員, 寺田委員, 豊谷委員, 大川委員, 竹内委員, 塩澤委員, 清水委員, 橋爪委員, 小池委員, 小川委員, 中山委員, 飯村委員, 加藤委員 <span style="float: right;">計 22 名</span>		
	事務局	松丸市長, 椎名保健福祉部長, 小島保健福祉部次長兼すくすく保育課長, 稲葉保健福祉部次長兼健幸長寿課長, 羽田社会福祉課長, 上野のびのび子育て課長, 小林保健センター所長, 新島新型コロナウイルスワクチン接種対策室長, 森山国保年金課長, 寺田介護福祉課長, 枝川課長補佐, 北川主任 <span style="float: right;">計 12 名</span>		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3人
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 委嘱状の交付 4 議事 (1) 協議事項 ①保健福祉審議会会長・副会長選出について ②各種委員の選出について ・守谷市地域福祉推進委員会委員の選出(社会福祉課) ・守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会委員の選出(介護福祉課) ・守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の選出(総務課) ・守谷市総合計画審議会委員の選出(企画課) ③分科会の設置について (2) 報告事項 ①令和2年度第2回地域福祉推進委員会結果報告について(社会福祉課) ②新型コロナウイルスワクチン接種について(保健センター) ③小児に対する医療費助成の対象拡大について(国保年金課) ④ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業について(健幸長寿課) ⑤第3次健康もりや21計画策定スケジュールについて(保健センター) 5 閉会		
令和3年7月8日		守谷市保健福祉審議会 会 長 竹内 公一 _____ 議事録署名 埜本 朋子 _____ 議事録署名 萩原 和子 _____		

令和3年度第1回守谷市保健福祉審議会議事録

日 時 令和3年5月18日(火)  
午後2時30分から4時45分  
会 場 守谷市役所 全員協議会室

- 社会福祉課長 只今から、令和3年度第1回守谷市保健福祉審議会を開会いたします。
- 審議会の開催あたりまして、事前に小田委員、金沢委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、田中委員につきましては、30分程度遅れるとのご連絡をいただいております。
- まず初めに、市長からご挨拶申し上げます。
- 松丸市長 (挨拶)
- 社会福祉課長 ありがとうございます。
- 本日の審議会は委員改選後、最初の審議会となりますので、まず委嘱状を交付させていただきたいと思っております。代表としまして、名簿番号1番の埴本委員に委嘱状をお受け取りいただきます。
- (委嘱状交付)
- 社会福祉課長 ありがとうございます。委員の皆様への委嘱状につきましては、机に置かせていただきました。
- 任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間になります。総勢24名の委員で構成されることとなりますので、よろしくお願ひします。
- それでは、初回ですので、委員の皆様から一言、自己紹介を頂戴したいと思います。埴本委員から順にお願いします。
- (委員自己紹介)
- 社会福祉課長 皆様ありがとうございます。
- なお、市長におかれましては、この後公務がございますので、ここで退席となります。
- では次に、職員紹介に移らせていただきます。まず、椎名部長からお願いします。
- (職員紹介)
- 社会福祉課長 保育所の所長につきましては、研修がありますので、本日は欠席させていただきます。
- なお、本日、議案がない課の職員につきましては、ここで退席させていただきます。
- 次に審議会の会議録についてですが、発言者の氏名記載について、前任期間中の保健福祉審議会において、原則、発言者氏名を記載することと決定しております。また、氏名を記載しない場合には適宜協議することとしています。
- これについて、ご異議等はございますか。
- (異議なし)
- 社会福祉課長 ありがとうございます。
- なお、会議録の作成に際しまして、業者委託による文字起こしを行

います。発言者の氏名がわかるように、発言をする際には、予め氏名をおっしゃっていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事の前に資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に配付させていただいた資料が 12 点ございます。1 点目が「令和 3 年度第 1 回守谷市保健福祉審議会の会議次第」、2 点目が「守谷市保健福祉審議会委員名簿」、3 点目が「守谷市保健福祉審議会条例」、4 点目が「協議事項No.1 保健福祉審議会会長・副会長の選出について」、5 点目が「協議事項No.2 各種委員の選出について」、6 点目が「協議事項No.3 保健福祉審議会における分科会体制について」、7 点目が「報告事項No.1-1 令和 2 年度第 2 回守谷市地域福祉推進委員会 会議報告」、8 点目が「報告事項No.1-2 第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュール」、9 点目が「報告事項No.1-3 令和 2 年度第 2 回地域福祉推進委員会会議結果報告書」、10 点目が「報告事項No.2 新型コロナウイルスワクチン接種について」、11 点目が「報告事項No.3 小児に対する医療費助成の対象拡大について」、12 点目が「報告事項No.4 ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業について」となります。

次に、当日配布資料が 7 点ございます。1 点目が「令和 3 年度守谷市第 1 回守谷市保健福祉審議会の会議次第（改訂版）」、2 点目が「協議事項No.3（追加資料）守谷市保健福祉審議会分科会設置に関する申し合わせ事項」、3 点目が「保健福祉審議会分科会希望調書」、4 点目が「報告事項No.5 第 3 次健康もりや 21 計画策定スケジュール」、5 点目が「保健福祉部の職員名簿」、6 点目が「今年度の保健福祉審議会開催予定日」、7 点目が「配布計画書」となっております。

不足資料等ございましたら挙手にてお願いします。よろしいでしょうか。

では次に、守谷市保健福祉審議会の設置目的及び審議事項について、ご説明させていただきます。お配りしました守谷市保健福祉審議会の条例をご覧ください。この審議会の設置につきましては、守谷市保健福祉審議会条例第 1 条に「保健福祉行政の円滑な運営を図るため」とあります。

次に、第 2 条の所掌事務の規定においては、「市長の諮問等に応じ、保健福祉に関する事業の推進を図るため、第 1 号の保健福祉事業、介護保険事業に係る計画及び施策に関する事項、第 2 号の保健福祉サービス、介護保険サービスの推進及び見直しに関する事項、第 3 号の子ども・子育て支援法に掲げる事項、第 4 号のその他市長が必要と認める事項、これらについて、市長に意見を答申し、又は助言する」とあります。

また、第 6 条第 2 項に、「審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない」とあります。本日は出席 22 名、欠席 2 名となっており、半数以上の委員が出席されておりますので、審議会は成立いたします。

次に、守谷市審議会の会議の公開に関する指針に基づきまして、会

議は公開となっております。事前に市のホームページ、庁舎内の掲示板で会議の開催について周知させていただいています。さらに、会議の議事録もホームページに掲載されますので、ご了承くださいたいと思います。傍聴者についても認めており、本日の傍聴者は3名いらっしゃいます。

それでは、本日の開催内容としまして、「協議事項No.1 保健福祉審議会会長・副会長の選出について」、「協議事項No.2 各種委員の選出について」、「協議事項No.3 分科会の設置について」、「報告事項No.1 令和2年度第2回地域福祉推進委員会結果報告について」、「報告事項No.2 新型コロナウイルスワクチン接種について」、「報告事項No.3 小児に対する医療費助成の拡大について」、「報告事項No.4 ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業について」、「報告事項No.5 第3次健康もりや21計画策定スケジュールについて」を予定しております。また、委員の皆様から何か議題等がありましたら、「その他」として最後に付け加えさせていただきますので、よろしくお祈いします。

まず、「協議事項No.1 保健福祉審議会会長・副会長の選出について」です。守谷市保健福祉審議会条例第5条第1項に「審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」とあります。会長・副会長の選出について、ご意見をお祈いします。

清水委員

僭越ですが、私から推薦させていただきます。

まず会長には、千葉大学の竹内委員を推薦します。前回の審議会においても会長を務めいただきまして、議事進行をきちんとしていただいたので、引き続きお祈いしたいと思ひます。

副会長については、前回は筑波大学の柳委員にお務めいただきましたので、今回も引き続き筑波大学の橋爪委員にお祈いしたらいかでしょうか。

社会福祉課長

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

(一同、拍手)

社会福祉課長

拍手をもって異議なしとさせていただきます。それでは、会長に竹内委員、副会長に橋爪委員と決定させていただきます。よろしくお祈いします。

竹内委員、橋爪委員、前に席をご用意しておりますので、ご移動をお祈いします。

会長、副会長、順にご挨拶をお祈いします。

竹内会長

(挨拶)

橋爪副会長

(挨拶)

社会福祉課長

ありがとうございました。

議事に入る前に、議事録署名人の確認をさせていただきます。本日の会議録につきましては、審議会の内容をもとに作成をしまして、審議内容等を確認いただいたうえで、次回開催時に、会長及び議事録署名人に選ばれた2名の委員の署名をいただくことになっています。今回の議事録署名につきましては、名簿順で埤本委員、萩原委員にお祈いしたいと思ひますので、よろしくお祈いします。

次に、審議会条例第6条第1項に「審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる」とありますので、この後の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。竹内会長、議事進行をお願いします。

竹内会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

今回の審議会は協議事項が2件、それから報告事項は5件ということになります。

それでは議事に入ります。まず、「協議事項No.2 各種委員の選出について」でございます。社会福祉課からご説明をお願いします。

社会福祉課長

「協議事項No.2 各種委員の選出について」説明いたします。

保健福祉審議会の委員改選と合わせまして、各委員会、審査会、審議会の委員の選出があります。守谷市地域福祉推進委員会委員、守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会委員、守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員、守谷市総合計画審議会委員の4委員となります。

各委員の任期につきましては資料のとおりですが、それぞれの委員で任期が異なります。資料には、現在の保健福祉審議会委員の任期中に関わる任期を記載しております。

それぞれの委員の職務についてご説明させていただきます。まず、守谷市地域福祉推進委員会は、地域福祉計画、地域福祉活動計画、これらの内容について審議をいただく機関です。守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会は、介護保険におけるグループホームなどの地域密着型サービス事業等の候補者に対する選考、老人福祉施設整備について審議をいただく機関です。次に、守谷市公の施設指定管理者選定委員会は、指定管理を導入している施設の指定管理者を選定する機関となっております。指定管理を導入している施設としましては、各地区の公民館、児童センターのキターレ・ミナーデ、障がい福祉センターのひこうせん等があります。守谷市総合計画審議会は、守谷市の総合計画策定について審議する機関となっております。任期につきましては、今年度いっぱいとなっております。

各委員の選出についてです。まず、守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会委員につきましては、担当の介護福祉課から保健福祉審議会の会長を選出するという事で伺っております。次に、総合計画審議会委員は、任期が今年度いっぱいとなっておりますので、現在委員として活動されています新田委員に、引き続きお願いできればと思います。また、守谷市地域福祉推進委員会委員については、市内6地区で実行している地域活動や地域福祉計画、地域福祉活動計画を協議するにあたり、地域福祉委員のメンバーとは異なる観点で、地域に根差した活動の見識を示していただきたいと思いますと考えております。これまでは母子保健推進員の方から参画いただいておりますが、今回は、地域で同様に活動されていらっしゃる食生活改善推進員の萩原委員にお願いできればと考えております。最後に、守谷市公の施設指

定管理者選定委員会については、今まで学識経験者の中で清水委員が参加しておられましたので、引き続き清水委員にお願いできればと思います。

説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願ひします。

竹内会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等お願いします。なければ、異議なしということですのでよろしいでしょうか。

では、引き続きまして「協議事項No.3 分科会の設置について」、社会福祉課からお願いします。

社会福祉課長

「協議事項No.3 分科会の設置について」ご説明をさせていただきます。資料としましては、事前にお配りしました「保健福祉審議会における分科会体制について」をお手元にご準備ください。

まず、資料「(1) 分科会の設置について」です。先ほども申し上げましたが、保健福祉審議会は 24 名の委員で構成される大きな審議会です。多くの議題を審議するに当たりまして、具体的な協議を行えるよう、これまで分科会を設置しておりました。分科会は、任期ごとに設置しているため、審議会委員が改選され新たな任期に入ったことに伴い、改めて分科会についてもご協議をいただくものとなります。

分科会の設置につきましては、保健福祉審議会の条例上の規定はございません。ただし、第 9 条の委任事項におきまして、「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」という規定があり、この規定により分科会の設置を図るものでございます。

次に「(2) 分科会開催に伴う委員謝金について」です。分科会の開催に伴う委員の謝金についてですが、保健福祉審議会条例第 6 条の規定に、「審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない」とありますので、分科会の開催は保健福祉審議会の開催にはあたらず、委員報酬は発生いたしません。そのため、分科会に出席した委員の手当につきましては、謝金という形で 1 人 1 日当たり 2,000 円を支給させていただきます。この金額につきましては、前任期間も同様の金額です。これに、費用弁償、いわゆる交通費を加算した金額をお支払いさせていただくことで申し合わせております。

次に「(3) 分科会の構成について」ですが、条例第 2 条によると、保健福祉審議会は市長により諮問を受けた事項に対し答申することを求められております。多岐に渡る福祉分野の求めに応じるにはかなり困難な状況にあります。そのため、条例第 9 条に基づきまして分科会を設置するものです。なお、分科会は、保健福祉審議会に求められている分野について効果的な協議を行い、意見をまとめ、保健福祉審議会に提出することを目的にしたいと考えております。分科会の案としましては、今までの状況等を踏まえ、4 つの分野を考えています。1 つ目が児童福祉関係としまして、子ども子育て分科会です。令和 3 年 4 月 1 日付で組織改編がありまして、今まで児童福祉課が担当していましたが、課が 2 つに分かれ、すくすく保育課とのびのび子育て課が担当となります。2 つ目が、高齢福祉介護関係としまして地域包括

ケアシステム分科会です。担当課としましては介護福祉課と健幸長寿課になります。3つ目が、健康づくり分科会となります。こちらにつきましては、担当課は保健センターになります。4つ目が、障がい者福祉分科会です。担当課は社会福祉課となります。各分科会では、基本的に計画の策定等に係る部分を主に協議していただくこととなります。

分科会の設置にご承認がいただければ、本日お配りしました保健福祉審議会分科会希望調書にご希望の分科会の記載をお願いしたいと思っております。また、お仕事などの都合で、分科会への出席が難しいという方もいらっしゃると思います。その点も考慮させていただきますので、その旨を調書にご記入いただければと思います。

もう1点、本日お配りしました「協議事項No.3（追加資料）保健福祉審議会分科会設置に関する申し合わせ事項（案）」をご覧ください。これは前回の分科会設置の際の決まりごとをまとめたものです。今回、分科会の設置についてご承認いただければ、申し合わせ事項として、今回の任期中につきましても適用したいと考えております。内容としては先ほど説明したものを、簡潔にまとめています。なお、説明の追加事項としまして、8番と9番があります。8番は、協議内容に必要な情報や意見を求めるために、保健福祉審議会委員以外の方の分科会への出席を認めるというものでございます。9番は、会長及び副会長についてです。保健福祉審議会の中立性の確保のため、会長及び副会長は分科会には所属しない。ただ、必要に応じて分科会に参加することができるというものです。いわゆるオブザーバー的な形で、会長及び副会長には分科会に携わっていただくというような形で考えております。

各分科会の開催回数ですが、大体年間5回を予定しています。各分野におきまして、策定している計画の期間がありますので、その期間に応じてその年度の開催回数は多少変動することがございます。ただ、進行管理もございますので、少なくとも年1回は、その経過を確認するという作業があるかと思っております。昨年度は、高齢福祉介護保険の計画、障がい福祉の計画が策定されました。こちらの両計画が3年間の計画となりますので、今年度は進行状況の確認と、次年度以降の中身の検討として、複数回の開催が想定されます。子ども子育て分科会、健康づくり分科会につきましても、それぞれの進捗確認がございました。健康づくり分科会につきましては、第3次健康もりや21の計画策定がございましたので、それに伴って分科会の開催がある予定です。

説明は以上となります。分科会体制について、ご協議をよろしくお願ひします。

分科会の設置についてご意見、ご質問はございますか。

まず、分科会を設置するか、しないかということに関しては、分科会を設置するということを前提に話をさせていただきたいと思っております。そのうえで、所管課等に関して確認したいと思っております。新任

竹内会長

	<p>の方もおられますので、各課の所管業務について簡単に説明していただければと思います。まずは、新設されたすくすく保育課とのびのび子育て課の違いについて説明願います。</p>
すくすく保育課長	<p>すくすく保育課では、市内にある保育所、幼稚園等の管理業務を主に行っております。また、守谷市子ども子育て支援事業計画の策定についても行っております。</p>
椎名部長	<p>のびのび子育て課は、主に児童手当や児童扶養手当などの手当の支給のほか、子育ての相談などを受ける家庭児童相談室の業務も兼ねております。そのほか、野木崎の子育て支援センターも所管しております。子ども子育て支援事業計画の策定については、のびのび子育て課の案件もはいつておりますので、すくすく保育課とともに進行管理をお願いすることになります。</p>
竹内会長	<p>続いて、介護福祉課、健幸長寿課についても説明をお願いいたします。</p>
健幸長寿課長	<p>令和元年度までは1つの課でしたが、昨年度から2つの課に分かれました。まず、介護福祉課は、名前のとおり介護保険制度を運営する課です。昨年度新設された健幸長寿課は、高齢福祉、介護予防を中心に、介護保険と連動する形で業務を行っております。</p>
竹内会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>「保健福祉審議会における分科会体制について」の内容及び「保健福祉審議会分科会設置に関する申し合わせ事項（案）」について、特に異議がなければ、この内容でお認めするということよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
竹内会長	<p>手続きに関して、説明をお願いします。</p>
社会福祉課長	<p>本日お配りさせていただきました A5 サイズの「保健福祉審議会分科会希望調書」に第1希望、第2希望をご記入いただき、事務局にご提出いただきたいと思います。また、先ほど申し上げましたとおり、お仕事の都合で分科会への参加が難しいという場合には、希望調書にその旨を記載していただければ、事務局で対応は考えさせていただきます。以上です。</p>
竹内会長	<p>ありがとうございました。皆様、第1希望と第2希望をご記入いただき、事務局に提出してください。</p> <p>委員の皆様のご専門とされている分野、あるいは関心のある分野の分科会に属していただければと思います。審議会の活動の中で最も重要なのは分科会の活動と言っても過言ではないと思います。各分科会を担当しております所管課の方々と密接な関係を持って、しっかりと仕事を進めていただくというのが、分科会のメンバーの役割となりますので、どうぞよろしくをお願いします。</p>
社会福祉課長	<p>続きまして、報告事項に移らせていただきます。社会福祉課から「報告事項No.1 令和2年度第2回地域福祉推進委員会結果報告について」ご説明をお願いします。</p> <p>それでは、令和2年度第2回守谷市地域福祉推進委員会結果報告</p>

についてご説明させていただきます。資料としましては、報告事項No.1-1、報告事項No.1-2、報告事項No.1-3をご用意しております。

昨年度第2回の地域福祉推進委員会につきましては、書面形式で協議いただきました。協議事項1点目としては、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについてです。第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画が今年度で計画期間満了となります。第3期の計画は、令和4年度以降の5年間の計画策定をするもので、策定スケジュールを提示し、ご確認をいただきました。協議事項2点目としては、高齢者の現状と課題です。こちらは継続案件となっております。前期高齢者・後期高齢者、要支援者・要介護認定者の現状等について、資料に基づきまして報告させていただきました。こちらにつきましては、委員から様々な質疑等もございまして、市の取り組みや今後の方向性について、報告事項No.1-3の資料のとおり回答させていただきました。先ほどもご説明しましたが、今年度、令和4年度からの5年間の第3期地域福祉計画の策定を地域福祉推進委員会で行う予定となっております。地域福祉推進委員会での協議内容や協議結果について、随時、保健福祉審議会にも報告させていただく予定です。説明は以上です。よろしくお願ひします。

竹内会長

ただいまの説明についてご意見、ご質問等お願いします。

では、私から質問がございませう。まず報告事項No.1-2に策定スケジュールがありますが、入札及び委託業者決定が5月10日となっております。こちらの方は無事終了したのでしょうか。

社会福祉課長

はい。5月10日に入札を行いまして、委託業者を決定しております。

竹内会長

ありがとうございます。

次に報告事項No.1-3の「1. 高齢者の現状と課題について」の中で、ミニ講話の開催や移動スーパーの導入について触れられていますが、実績はいかがでせうか。

健幸長寿課長

昨年度はコロナの感染拡大防止ということで、例年のような普及啓発事業ができませんでした。市内に34ヶ所あるサロンもなかなか再開できない状況です。

その中で、短時間でも専門職が出向いて、知識を与える普及啓発を行っていかうということでミニ講話を開催しています。昨年10月以降に開始しましたので、開催回数は20~30回程でとどまっていますが、少しずつ地域に出向いて高齢者の方とコンタクトがとれる場ができたということです。

また、昨年10月に移動スーパーを導入しました。これは外出に不安がある方でも、自分の足で歩いて買い物に行けるように、という取り組みです。この取り組みは、守谷市でありそうでなかった取り組みです。移動スーパーでの買い物をとおして、地域の小さいコミュニティができ、お互いに声かけができるような場に少しずつなっているという話も聞いております。以上です。

竹内会長      このご時世ですから、いろいろ工夫が必要です。市民とコミュニケーションをとりながら進めていただければと思います。

                  そのほかありますでしょうか。

田上委員      私は民生委員もしておりますので、何ヶ所か移動スーパーを拝見しており、この取組みは高く評価させていただいております。ただ、地域によっては、移動スーパーまで結構距離がある方もいます。移動スーパーの範囲をもう少し広げていただけると有り難いと思います。

竹内会長      ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

                  では、続けて質問させていただきます。Q2において、避難所では一般避難者ゾーン、体調不良者等ゾーン、要配慮者ゾーンへスクリーニングされるということになっています。このスクリーニングはどのような段取り、根拠に基づいて行われているのかを教えてくださいと思います。また、これが市民の皆様には周知されているのかについてもお尋ねしたいと思います。また、要配慮者ゾーンについても教えてください。

健幸長寿課長    昨年9月に、郷州小学校で職員と地域の方の避難訓練を初めてやらせていただき、受付のところで、避難者の振り分けを行いました。これは職員が中心に行った小規模な訓練です。大規模になった時に、きちんと稼動するかどうかというところは、まだまだ検討の余地があると思います。まずは、“避難所でコロナの感染を拡大させない”ということ念頭に、発熱等の症状がある方は一般避難所とは別の場所に、動線を決めて誘導するといった流れで行いました。1度訓練を行って見たことで、課題も見えました。また、避難所を学校にした場合、段差等の障がいがあります。そのため、主管課である交通防災課が北守谷の損保ジャパンの研修所を避難所として利用できるように協定を結ばせていただきました。私も見学させていただきましたが、フロアが非常にフラットで広いので、そこで棲み分けができるかなと感じました。そのほか、お身体が不自由で自分で移動できない方については、職員が移送することを想定し、訓練を行いました。

竹内会長      ありがとうございます。従来は在宅避難というものは補助的なものだったように思いますが、コロナ禍において在宅避難の重要性が増したように思います。

                  審議会では要配慮者に対する議論を重ねて参りましたがけれども、コロナ禍において制限が加えられてしまったというようなことがあるわけではなく、むしろ、要配慮者ゾーンというものが設置されたということが、この報告のポイントなのかなと思います。

                  皆様いかがでしょうか。

田上委員      Q4に要介護認定という言葉がでてきます。以前は約1ヶ月程度で介護認定が出ていたそうですが、最近では約1ヶ月半～2ヶ月かかるというのをよく聞きます。介護認定が出るまでの期間、途中経過等の連絡がなく不安だという声が多かったので、途中で何かフォローをしていただければいいのかなと思います。

竹内会長      実際に介護認定に係る期間が長くなっているのかどうか、あるいは

	それに対してフォローできるものなのかについて、説明をお願いします。
介護福祉課長	介護認定については、認定まで約1ヶ月ということで事務を進めてはいます。ただ、やはり高齢者の増加等がありまして、1ヶ月では認定ができないようなケースもございます。現状では、約1ヶ月半程度の期間を要しておりますが、できる限り1ヶ月で認定をできるように検討していきたいと思っております。
田上委員	認定まで1カ月以上かかるのはよいのですが、認定ができるまで、何も連絡がないことが高齢者の方は不安なのかなと思っておりますので、途中経過等を連絡いただければよいと思っております。
介護福祉課長	申請から1ヶ月の時点で、申請者の方には通知を送付しています。申請から2ヶ月以内で認定を出しています。
竹内会長	高齢者の増加に伴う担当者のご負担はいかなもののでしょうか。
介護福祉課長	やはり申請に関わる事務の方も増加しておりまして、月6回審査会を開催しております。1回の審査会で25名から30名近くの方の審査を行っており、その資料作成等の事務の増加があります。
竹内会長	審査にあたって、主治医の意見書の提出がないなどのお困りのことはありますか。
介護福祉課長	そういうことはございません。
竹内会長	書類関係では主治医の意見書が結構重要だと思いますが、医師の塩澤委員、何かコメントはございますか。
塩澤委員	特にはございませんが、患者さんが来院した後に、書類が送られてくることが結構あります。患者さんの状況を見て書くので、そうすると書類を返送するのが遅れてしまうということがあります。
竹内会長	今のコメントに対して何かありますでしょうか。
健幸長寿課長	塩澤先生がおっしゃったことは、こちらでも把握しております。申請受付時に次の受診日を確認し、なるべく先生方にもご負担がないように工夫をしていますが、そういったタイムラグが生じてしまうケースもございます。
竹内会長	認定の状況等について、申請者への報告を怠っているというようなこともないようですし、それから医師の協力等もよくできているという認識でよろしいのではないかと思います。
竹内会長	最後に Q3 のところの回答で、市の職員が地域のまちづくり協議会に参加しておられるというのは、守谷市の特徴ではないかと思っております。これは大変立派な試みだと思いますので、今後もぜひ続けていただきたいと考えております。
	その他いかがでしょうか。特になければ、この報告に関して、特に修正等はなしとさせていただきます。
	続きまして、「報告事項No.2 新型コロナウイルスワクチン接種について」及び「報告事項No.5 第3次健康もりや21計画策定スケジュールについて」の説明を保健センターからお願いします。
保健センター所長	まず、「報告事項No.2 新型コロナウイルスワクチン接種について」説明させていただきます。

初めに、「(1) 市内の感染状況について」ご説明させていただきます。令和2年3月30日に市内在住者初の新型コロナウイルスへ感染者を確認し、5月17日現在で196名の方が感染されております。県から4月26日に感染拡大市町村の指定を受けました。こちらは、人口に換算して1週間当たり1.5人以上の感染者が出た場合に、飲食店の時短営業や不要不急の外出要請を受けるといふものです。感染拡大市町村の指定については、5月13日に解除されています。

続きまして、「(2) ワクチン接種の状況について」です。ワクチン接種に関しましては、令和3年2月8日に保健センター内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を立ち上げました。保健師を含む正職管理職2人、計8名の職員でワクチン接種の対応を進めております。接種の状況についてですが、高齢者の接種に向けまして、4月12日から予約を開始いたしました。先ほど市長からお話ありましたとおり、5月17日から市内24の医療機関で接種を開始しております。1週間当たり概ね2,700人分の接種が行えるような形で計画が進んでおります。国からの通知により、高齢者の接種を7月末までに実施します。基本的には、個別接種を中心に進め、現在のところ集団接種は行わない予定です。一方で医療従事者については、3月13日から県が主体でワクチン接種を進めています。詳細な情報がなかなか県から入ってこないのですが、一部、接種が終わっていない医療従事者がいるということは聞いております。最後にワクチン接種の予約状況ですが、1万3,200人分の2回接種の予約が完了いたしました。これは、市内65歳以上の大体80%ぐらいの方が予約完了したということになります。

続いて、「(3) 高齢者以外の基礎疾患を有する方への対応について」です。基礎疾患を有する方は、高齢者の次に優先接種となります。こちらは5月10日から広報、ホームページ等で募集をいたしました。5月11日までで約400名の方から申請をいただいております。基礎疾患を有する方の対象範囲ですが、こちらは国で基準を定めており、14項目にいずれかに該当する方及びBMI30以上の方が対象となります。該当する方については、申請をしていただいた後、接種券をお送りするという流れになっています。

続いて、「(4) 新型コロナウイルスワクチン廃棄防止事業」についてです。こちらは、ワクチンを無駄にしないために、ワクチン接種のキャンセルが出た場合に、速やかに指定の医療機関に行くことができる方を予め募集するものです。5月10日から募集を開始いたしまして、昨日までで約250名の方のお申し込みをいただいております。今後もワクチンの廃棄防止に向け、一般の市民の方だけでなく、介護施設等からも募集していくように現在調整しております。「報告事項No.2 新型コロナウイルスワクチン接種について」の説明は以上となります。

続いて「報告事項No.5 第3次健康もりや21計画策定スケジュール」について説明します。第2次健康もりや21計画、第二次守谷市食育推進計画、いのち支える守谷市自殺対策計画が令和3年度で終了することに伴い、次期計画といたしまして、3つの計画を統合します。

さらに母子保健推進計画を新たに策定しまして、こちら4本の計画を1本にまとめて、計画を策定したいと考えております。

スケジュールについてですが、令和2年12月に小中学校からアンケートをとりまして、令和3年1月に業務委託契約をいたしました。今年度中に策定するというので、保健福祉審議会の皆様には今後、素案の審議、パブコメ審議、諮問答申等をお願いする予定になっております。分科会については、2回ほど予定しておりますので、ご意見等をいただければと考えております。

説明は以上です。

竹内会長  
田上委員

ありがとうございました。質問等あれば、お願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種についてです。ワクチン接種は強制ではなく、希望者が接種するものですが、高齢者の方で、ほぼ寝たきりの方など、ワクチン接種を諦めている方が何名かいらっしゃいました。そうした方をどのようにフォローするのか、何かお考えがあれば教えてください。

保健センター  
所長

あくまでもワクチン接種は希望者が対象ですが、接種を希望されているということであれば、市の方でもなるべく対応はしていきたいと考えています。ただ、家族の方がワクチン接種を希望する場合でも、基本的には本人の同意が確認できない限りは接種できないため、医師の方とも相談しながら、どういう対応方法があるのかを、市でも検討していきたいと考えております。

竹内会長  
清水委員

その他いかがでしょうか。

ワクチン接種について質問させていただきます。全国的にワクチン接種に関するトラブル等が発生していますが、守谷市でも市民からの苦情等があれば、内容をお聞かせください。

保健センター  
所長

先ほども申し上げましたとおり、市内の高齢者のうち約80%から予約をいただいている状況で、市民の皆様から感謝の言葉をいただいております。ただ、75歳以上の約7,000の方に接種券を一斉に送付した際には、コールセンターを10回線及びネット予約で対応できると考えていたのですが、想像以上に市民の皆様の関心が高く、予約開始当初は電話が繋がらない、ネットが繋がらないということで市役所や保健センターに直接市民の方が来所されるという状況になりました。その後、保健センター内に臨時の受付会場を8ブース設けて、対応をさせていただきました。今後も課題が発生するかと思いますが、1つずつ解決していくしかないと思っています。

今後心配するのは、ワクチン接種のキャンセルです。1人のキャンセルが出た場合、市で5人の希望者にお声掛けをし、指定の医療機関に行っていただく必要があります。こうしたことに関する事務量が、どの程度になるのかが分からない部分もあるので、そうした不安があります。

田上委員

今後も新たな課題が発生するかもしれませんが、市の職員の方にも柔軟に対応していただくことを要望します。ありがとうございました。

竹内会長  
塩澤委員

その他いかがでしょうか。

新型コロナウイルスワクチンの予約に関しては、守谷市に関しては、比較的トラブルは少ないと思っています。ただ、ワクチン接種予約システムには多少使いづらい部分もあります。また、昨日、うちの医院では35名の予約が入っていましたが、実際には36名の方にワクチン接種を行いました。1人は予約がない状態でした。昨日の段階では守谷市からは何も連絡がなく、本日連絡がありました。

また、基礎疾患を有する方への接種についてですが、基礎疾患については、自己申告となっています。自己申告だけで申請できてしまいますので、そうしたことを医療機関にもきちんとアナウンスしていただきたいです。私も知らなくて、ホームページで確認し、基礎疾患項目に該当する患者さんにも申請するようにアナウンスしています。

あと、ワクチン接種の予約状況が約80%というのは、想定よりも良い状況です。取手市では、守谷市よりも高齢者が多いので、個別接種のほか集団接種も行っています。守谷市でも今後、一般の方の接種となった際に、対象者の数も膨大となりますので、受付がパンクしないように改善していただきたいです。予約ができない方が、うちの医院に直接相談される場合もあるので、少し予約システムを改良して欲しいです。

保健センター  
所長

予約システムについては、JTBのシステムになります。皆様から頂いたご意見をもとに、現在のシステムを稼働させながら、同時並行で修正できる部分を改善していくようにJTBと協議を進めております。使い勝手の部分で何かご要望等があればお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

竹内会長

ありがとうございました。

新田委員

その他ありますでしょうか。お願いします。

基礎疾患を有する方の中で、重い精神疾患や知的障害を有する方についても接種対象となるということで、本日、社会福祉課の方から、対象者へ周知してくださいという連絡がありました。それを受けて、自分が担当している方に対して、何件か電話やメールで連絡しましたところ、皆さん接種対象であることを全く知りませんでした。対象となることを福祉関係の事業所や相談員にきちんと周知し、そうした障がいがある方がスムーズに予約できるようにしていただければと思います。

保健センター  
所長

市では、広報やホームページ等で周知しているのですが、やはり不十分な部分はあると思っています。今後、関係各課とも連携を深め、情報が行き届くような形で、各施設や関連事業者にも周知して参りたいと思います。

竹内会長

ちなみに、周知は保健センターが行うのか、それぞれ担当している課が行うのか、どちらになるのでしょうか。

保健センター  
所長

基本的には保健センターとワクチン接種対策室が中心となってやっていきたいと考えています。

竹内会長

予約システムの関係で、各医療機関もいわれのないクレームを随分

対応しているのではないかと思いますので、その辺りもご意見を参考にさせていただければと思います。

その他、お願いします。

小池委員

学校関係で出席させていただいています。質問ですが、一般の方への接種においては、集団接種が必要となるかと思っています。その際、学校教育施設の利用については、今後の見通しはありますでしょうか。

保健センター  
所長

学校関係者の方も大変その辺りをご心配されているかと思っています。おっしゃるとおり、今後、一般の方の接種が始まってくると、医療機関だけでは接種場所が足りない可能性もありますので、集団接種も考えております。現時点では、市役所、常総運動公園の体育館、保健センターの3ヶ所での集団接種を検討しています。今後、暑くなってくると、熱中症予防のために冷暖房設備が必要となります。冷暖房設備のない学校の体育館は、現時点では集団接種場所としては考えておりません。

竹内会長

これから決まることも沢山あると思いますので、皆様ご理解いただければと思います。

市では、関係各所への連絡を的確に実施していただき、円滑に接種事業を進めていただければと思います。

その他いかがでしょうか。特になければ、私から一つコメントさせていただきます。健康もりや 21 計画策定スケジュールのうち、健康づくり分科会というものが果たす役割が非常に大きくなっておりますので、ぜひ健康づくり分科会に参加される方には、市と協力して頑張ってもらいたいというふうに思います。

保健センターからの報告に関して、何か追加はありますでしょうか。なければ、「報告事項No.3 小児に対する医療費助成の対象拡大について」に移ります。国保年金課からお願いします。

国保年金課長

資料「報告事項No.3 小児に対する医療費助成の対象拡大について」をご覧ください。半数以上の委員の方が新任の方となりますので、前回の審議会の内容と重複する部分がありますが、これまでの経過と今後の予定について報告させていただきたいと思います。

医療費助成の拡大対象について、令和2年度第4回守谷市保健福祉審議会の書面審議において、この対象拡大（案）を諮問させていただきまして、原案のとおり承認する旨の答申をいただいております。その後、令和3年2月10日開催の庁議におきまして、いただいた答申を踏まえ、対象拡大の方針の決定をしています。そして、3月の定例会におきまして、条例改正案及び予算案を可決いただきまして、実施が決定したことを、本日報告させていただきます。

続きまして、対象拡大の概要ですが、「1 改正の趣旨」については資料のとおりです。

「2 拡大対象」ですが、資料の黄色の部分になりまして、高校生の病院や診療所などでの外来分と、調剤薬局などでの調剤分が拡大対象となります。対象者の数は、約1,900人となります。資料では高校生という表現をしていますが、実際には、高校に在学していなくても、

15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までが対象となります。逆に高校に在学していても、18歳に達した年度末を過ぎた場合は対象外ということになります。

続きまして、「3 適用開始」ですが、今年の10月の診療分から対象とさせていただきます。

「4 予算措置」ですが、令和3年度の一般会計予算に約1,800万円を計上しております。内訳としましては、医療費助成のための扶助費として約1,400万円、審査支払機関への手数料として約60万円、導入経費として約340万となっております。扶助費と手数料については、半年分の計上ですので、来年度以降は年間で約3,000万円のランニングコストが発生します。

「5 今後の予定」ですが、5月からシステムの改修に着手しております。7月に対象者の保護者に対して申請書類を送付しまして、8月に郵送による申請の受け付け、9月中旬ごろ受給者証を送付、10月から適用開始という予定になっております。新型コロナウイルスの感染拡大の防止と、申請手続きの負担軽減という意味合いから、手続きはすべて郵送での受け付けを予定しています。

資料3ページをご覧くださいと思います。すこやか医療費助成制度の助成を受けた場合の自己負担について、簡単に説明させていただきます。「3 助成対象」ですが、その助成の対象となる医療費は医療保険が適用となる病院や診療所、調剤薬局などでの窓口負担分になります。高校生であれば、医療費総額の3割相当が窓口負担ということになります。これが助成対象となります。

ただし、「4 自己負担」というものがありまして、県の補助事業であるマル福と同基準となっております。「①-1 外来」に関しては医療機関ごとに1日600円までで月2回まで、「①-2 調剤等」は自己負担がなく全額助成ということになります。ただし、保険外の薬の容器代等は実費で負担していただきます。「② 入院」は医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円までのご負担をいただいております。

資料に外来の自己負担の例を示しております。これは、クリニックの外来で総医療費が1万円、調剤薬局での薬代総額が5,000円であった場合の例です。医療保険の自己負担の割合が3割の方であれば、助成なしの場合は、外来は1万円の3割で3,000円、調剤は5,000円の3割で1,500円、合計4,500円の自己負担になります。一方、助成の対象となった場合、外来は600円、調剤は自己負担なし、合計600円の自己負担となります。差額の3,900円については、市が負担する仕組みとなっております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

本件について、ご意見ご質問等はあるでしょうか。

前回の審議会で、私は大変良い事業であるとコメントをさせていただきました。簡単な質問を2点させていただきます。まず、1点目ですが、予算措置が約1,800万円、来年度からは約3,000万円のランニン

竹内会長  
清水委員

グコストになるということですが、これは対象拡大した分についてだけでしょうか。それとも未就学児から中学生も含めた医療費なのでしょうか。

国保年金課長

2点目ですが、小児に対する医療費助成の対象を拡大することとなったきっかけを教えてください。茨城県には44市町村がありますが、他の他市町村と比較して、対象拡大の時期は早い方なのでしょうか。

まず、1点目の質問ですが、今年度予算計上額の1,400万円の扶助費は、対象拡大分のみということになります。全体的な予算額は資料2ページの1番上の表のところに記載しており、令和3年度の扶助費予算額は全体で約7,000万円です。県補助制度のマル福と合わせると、実際の支出額は約2億2,500万円です。

2点目の質問ですが、他の市町村と比較しますと、守谷市の対象拡大時期は早い方ではありません。昨年10月の時点で、高校生の外来分の助成をしてない市町村は県内5市町村となっております。令和元年の時点では9市町村だったので、対象拡大をした市町村が増えています。対象拡大の取り組みを推進している市町村の多くは、茨城県の中でも少子化が進んでいる山間部などの市町村になります。子育て世帯を呼び込むための施策として、先進的に取り組む傾向があります。例えば県南の市町村であれば、守谷市、つくばみらい市、つくば市などの比較的若い世代に恵まれている市町村は、取り組みが遅いという傾向があります。守谷市では「わくわく子育て王国もりや」を掲げ、子育て世代の応援、負担軽減ということで取り組んできたのですが、まずは保育所整備の方に力を入れていただいて、一定程度の成果が見られましたので、今回医療費助成の方の対象拡大をさせていただいた次第です。

竹内会長

その他いかがでしょうか。

子供1人当たりの医療費支出額は、他の市町村と比較して多いのでしょうか。

国保年金課長

突出して支出額が高い、低いはありません。国保年金課は国民健康保険の担当になりますが、子供だけに限らず全世帯を通して見た場合、国民健康保険の被保険者だけでいえば、1人当たりの医療費は県内では低い方になります。

竹内会長

今後もぜひこういった状況を維持できるような素敵なまちであり続けて欲しいと思います。

そのほか何かありますか。

なければ、続いて「報告事項(4)ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業」について健幸長寿課からお願いします。

健幸長寿課長

「報告事項No.4 ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業」について説明させていただきます。資料の「1 事業内容」、「2 事業対象者」につきましては、資料に記載してあるとおり、市内在住のひとり暮らしの65歳以上の方が事業の対象となります。資料に機材の写真を掲載していますが、この機材をお貸しして、緊急時に簡単に通報できるようなシステムになります。この事業は、今年始まったわけではあり

ません。従来型としては、平成の初めの頃から導入しておりました。従来型は急病等の緊急時に通報ボタンを押すと、常総広域消防本部に通報が入り、本人の状況を踏まえ常総広域消防、つまり救急車が出動するような仕組みでした。従来型の課題としては、電話回線がアナログ回線のみ対応ということ、月に1件程度の誤報があるということでした。今回のシステムでは、警備会社のコールセンターに繋がり、待機する警備員が自宅まで駆けつけ、安否確認を実施する。また、緊急性が高いと判断した場合には、救急車等の出動要請もできるものとなりました。

「3 新規機能」として「(1) 日常の健康相談」があります。相談ボタンを押しますと、コールセンターに待機する保健師や看護師等の専門職の方に健康相談ができるものです。「(2) ライフリズム監視」ですが、これは安否確認のセンサーを自宅内に1ヶ所に設置し、24時間反応がなかった場合に、自動で緊急通報が発信されるものです。トイレに行く前の廊下等、家にいたら必ず通るだろうという動線に機材を設置していただきます。「(3) 熱中症予防」ですが、国が定めた気温や湿度などの熱中症指数を機材が感知し、熱中症の危険域の状態に達したときに、自動的に音声にて注意喚起を行うものになります。「(4) 緊急速報メール読み上げ」ですが、災害時に行政が発信する緊急速報メールを自動音声で読み上げてくれるという機能になります。こうした新しい機能も追加し、今年度4月から事業が始まりました。5月10日号の広報でも周知しております。

「4 利用料金」につきましては、市町村民税課税の方だけ導入時に1万円の自己負担、非課税の方は自己負担なしとなります。毎月の利用料等はありません。

現在、毎日10件程度、申し込みがあります。本日、北地区民生委員児童委員協議会でも周知させていただきました。明日以降は南地区、中央地区、それぞれに民生委員児童委員の方にも説明させていただきます。また、6月からは熱中症予防のため、地域包括支援センターの職員に高齢者のご自宅を訪問していただきます。その際に、こちらの事業のチラシもお持ちし、周知をしていただく計画です。

なるべく安心して生活していただくための支援事業ですので、これから数多くの方に利用していただきたいと思いますと考えております。以上です。

コメント等ありましたらお願いします。

1つ目の質問です。こちらは導入時に1万円の自己負担があり、その後の利用料等はないとのことですが、設置にはどのくらい費用がかかるのでしょうか。

2つ目の質問です。広報掲載後、毎日10件程度の申請があるとのことですが、予算計上額を超えた申請があった場合にはどうするのでしょうか。

最後に、広報をあまりご覧にならない方もいらっしゃるので、ひとり暮らしの65歳以上の方を絞って、きちんと周知をしていただけれ

竹内会長  
清水委員

健幸長寿課長	<p>ばと思います。</p> <p>まず、1つ目の質問についてです。市が業者に払う金額としましては、消費税込み月3,700円程度です。</p> <p>2つ目の質問ですが、市内のひとり暮らしの65歳以上の方が約1,700人いらっしゃいます。その3割程度の500人からの申請を見込んでおります。ただし、今年中に500人ということではなく、段階を経て今後5年間で3割ぐらいの方が利用していただければという想定です。予算は5年間の債務負担で計上しています。申請が想定よりも多かった場合には、補正させていただきます。</p>
竹内会長	<p>市民の皆さんの要望に可能な限り、応えていただきたいと思います。</p>
横張委員	<p>その他いかがでしょうか。お願いします。</p>
健幸長寿課長	<p>先ほど対象者は1,700人程度とのことでしたが、現在の申込み数はどのくらいなのでしょう。</p> <p>また、従来型の機材をお持ちの方は、どのような手順で新しいものに切り替えるのでしょうか。</p>
健幸長寿課長	<p>まず、申込者数です。従来型の利用継続利用者が20人程度、今回新たにお申込みいただいている方が昨日までで34人です。合わせると54人となります。今後皆様への周知が深まれば、徐々に申込み数も増えていくのかなと思っております。</p>
竹内会長	<p>2つ目の質問についてです。従来型を利用している方については、6月末までには全て新しいものへ切り替える予定で計画をしております。4名以外の方は既に切り替えが済んでおります。</p>
健幸長寿課長	<p>こちらは市役所の窓口での申請を想定しているようですが、希望者のご自宅に訪問し、申請を受けるといったことは考えているのでしょうか。</p> <p>また、利用者がお亡くなりになった場合は、どのように機材を撤去するのでしょうか。</p>
健幸長寿課長	<p>まず、1点目の申請方法につきましては、現時点では市役所の窓口申請ということで周知しております。今後、民生委員さんの周知、地域包括支援センターの自宅訪問等の際に、市役所の窓口へ申請に行くのが大変だというご意見があれば、必要事項の書類を準備いただいたうえで、地域包括支援センターの職員が代理申請するといった方法も考えております。</p>
竹内会長	<p>2点目についてです。おひとり暮らしの方が利用対象者となっておりますが、必ず申請書の中に、緊急連絡先を書いていただきますので、撤去の際は、その連絡先の方を通じて廃止、撤去の手続きを行う予定でおります。</p>
清水委員	<p>そのほか何かコメントありますでしょうか。では、議題に関しては、以上となります。</p> <p>そのほか、議論すべきことがありましたらお願いします。</p>
清水委員	<p>3点ほど質問させていただきます。</p> <p>まず1点目です。今日配っていただいた計画書は、ボリュームがあ</p>

るので、なかなか市民の方が目をとおしにくいと思います。概要版はどのくらいの部数を、どこに配布しているのでしょうか。

2点目はすくすく保育課に質問です。今年4月に4園、新たに保育所が開設されました。場所によっては、まだ空きがあるといった案内があったかと思います。定員割れしているような保育所は、なかなか経営が苦しいと思います。また、保育士の確保なども厳しい状況にあると思います。簡単で結構ですので、保育所全体の現状、今後の対応について、お聞かせください。

3点目は、保健福祉審議会とは直接関係ないかもしれませんが、ふるさと納税が増えており、たしか予算上28億円計上されていると思います。ふるさと納税については、使い道が4事業に指定されていますが、納税額のうち保健福祉関係にはどの程度使われるのかといったことが分かれば教えてください。

健幸長寿課長

1点目についてです。本日お配りした介護計画の概要版は100部作成しており、公的な窓口で配布をする予定でございます。また、ホームページにも掲載しております。

すくすく保育課長

2点目の保育所の空きの状況ですけれども、基本的には3～5歳の年齢が高い方が空いている状況です。これにつきましては、0～2歳の児童が上がっていきますので、そのうち充足されると思います。そのほか、年度後半の入所を希望している方より、早い時期に入所したい方を優先するように利用調整基準の見直しも検討しております。保育士の不足については、数年前から守谷ジョブフェアとして、保育士と保育施設のマッチング事業を行っており、今年度も事業を予定しております。

保健福祉部長

3つ目のふるさと納税ですが、詳細はこちらではわかりません。財政当局の方で、最終的に財源を割り振る形になりますので、お話できるような状況ではございません。

竹内会長

ありがとうございました。

では特になければ、副会長になられました橋爪先生から、最後コメントをよろしくお願いします。

橋爪副会長

自己紹介も兼ねてのコメントになるかと思いますが、お付き合いください。大学院では地域看護というものを学んできました。お話の中で、守谷市の職員が地域に根差しながら、仕事をされている姿に、姿勢のよさを感じました。

新任委員も含め、活発な議論がありまして、審議会、分科会のこれからの活動がとても活発になっていくのではないかなというふうにお見受けした次第です。

児童福祉課がすくすく保育課、のびのび子育て課に分割されたことなど、さまざまな組織改編をとおして、昨今の様々な難しい問題に対応していこうという市の姿勢も見受けられます。

介護や障がいのお話においても、様々なところでグレーゾーンに当たる方々がいらっしゃいます。様々なニーズを持った方いらっしゃいますので、誰も取り残すことがないように、SDGsの理念で、皆様のご活

躍いただける社会を望みたいと思います。

最後の通報システムですが、現状は、緊急の連絡先のある方を確認したうえでの申請ということですが、無縁の高齢者が増えてきます。地域支援者の皆様で声をかけ合って、共によい守谷市を作っていけるように希望しております。

本日はどうもありがとうございました。

竹内会長

以上で、本日の議事はすべて終了とさせていただきたいと思えます。

今後、新任の方にも審議会、分科会において積極的にご発言いただいて、議論を充実させていっていただきたいと思います。よりよい守谷市の保健福祉に関して、審議していけるということを目指していきたいと思えますので、今後ともよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

社会福祉課長

ありがとうございました。

お配りした資料にもございますが、令和3年度第2回の守谷市保健福祉審議会は、7月21日の水曜日、14時30分から大会議室で開催となります。会場が今回とは違いますので、ご注意ください。

これで令和3年度第1回保健福祉審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。